

魅力ある職場づくり応援資金融資要綱

令和6年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、子育て応援企業や働き方改革に取り組む中小企業者に対し必要な資金を融資することで、魅力を感じる職場環境整備を促進し、県内企業の多様な人材確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項に規定する者をいう。
- (3) 事業協同組合等 次の各号のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者をいう。
 - ① 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ② 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- (4) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、県内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び事業協同組合等(以下「中小企業者等」という。)のうち次のいずれかの認定を取得している者

- (1) くるみん
- (2) えるぼし
- (3) ユースエール
- (4) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定
- (5) 新潟県SDGs推進企業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を利用することができない。

- (1) 設備資金については、融資対象設備に係る代金の支払いが完了している者
- (2) 返済能力がないと認められる者
- (3) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (4) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (5) 県税を滞納している者
- (6) 県の制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないと認めた者

（融資条件）

第4条 融資条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 資金使途 運転資金及び設備資金（土地建物の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）
- (2) 融資限度額 1億円
- (3) 融資利率 責任共有制度対象外の保証付き 年2.05パーセント
責任共有制度対象の保証付き 年2.25パーセント
- (4) 融資期間 運転資金5年以内（据置期間1年以内を含む。）
設備資金10年以内（据置期間2年以内を含む。）
- (5) 返済方法 原則として割賦返済
- (6) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。
- (7) 担保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
- (8) 保証人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

2 融資手続

この融資を受けようとする者は、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定、えるぼし、くるみん、ユースエール及び新潟県SDGs推進企業のいずれかの認定取得後、取扱金融機関に申し込むものとする。

3 融資実行

- (1) 前項の認定を受けた者は、取扱金融機関に対し、認定されたことが分かる書類を添えて融資の申込みを行うものとする。
- (2) 前号の申込みを受けた取扱金融機関は、速やかに審査し、融資額を決定の上、第2項に規定する融資条件により融資を行うものとする。

（県資金の預託）

第5条 この要綱の定めるところにより融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、既に行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き上げることができる。

（歩積両建預金の禁止）

第6条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たって、歩積両建預金を要求してはならない。

(事後調査等)

第7条 知事は、必要に応じてこの要綱に定める融資を受けた者の事業実施状況、経営状況等についての調査を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、融資に関し必要な事項については、別に定める。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。